

令和7年度第1回青梅市成年後見制度利用促進審議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和7年4月30日（火） 午後1時30分から2時30分まで

2 開催場所

市役所議会棟3階大会議室

3 出席者（委員7名）

（委員）

小野委員、中野委員、志水委員、林委員、仲江委員、山下委員、鳥居塚委員

（事務局）

杉山健康福祉部長、斎藤地域福祉課長、川島地域福祉課庶務係長、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会

4 次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員自己紹介

5 会長および副会長の選任

会長に小野委員、副会長に山下委員が選任された。

6 正副会長あいさつ

7 報告事項

(1) 本会議の目的、趣旨について

資料①および資料⑦にもとづき事務局より説明を行った。

(2) 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について

資料④⑤にもとづき事務局より説明を行った。

会長	何か御意見・御質問等あればお願いしたい。
委員	資料④青梅市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱の3事業内容の(3)に「成年後見人受任調整会議の設置・運営」とあるが、法人が後見人を受託するという意味か。
事務局	社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任して、御本人の支援を行うということであり ます。
委員	法人は、社会福祉協議会に決まっているところとか。
事務局	特に決まっているわけではないが、現在青梅市では社会福祉協議会が法人の後見人として受任 させていただいております。
委員	他の自治体だと社会福祉法人の障がい者向けの施設が、NPO法人を作って法人後見をされて いるところもある。また、もともとそういったことを目的に創られたNPO法人が行っている例

	もある。
委員	もう1点確認させていただきたい。要綱の2実施主体に「事業の運営を、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会に委託して実施することができる」とあるが、全部を委託しているのか、一部を委託しているのか。
事務局	青梅市成年後見活用あんしん生活創造事業については、全部を委託している。
委員	資料⑤-1「成年後見活用あんしん生活創造事業による報告書等」の中で、「相談者」について「施設・病院相談員」が4名となっており、少ないと感じた。実際の相談の中で、身寄りのない生活保護世帯の方が生活保護を外れ、その後、後見人を立てたほうがよいのかどうかと結構迷ったことがあり、そのときに相談員等に確認したところ、社会福祉協議会が行っている成年後見活用あんしん生活創造事業については知らなかったということがあったが、施設への周知はどのように行っているのか。
事務局	今のところ施設へ直接周知ということはなかなか徹底できていないが、年に1回市民向けの成年後見制度の講座を毎年行っており、それは施設にもチラシ等送付しており、施設職員の方も毎年何名かは、御参加いただいております。周知はその程度となっております。
委員	先ほど事業を社会福祉協議会に委託しているとあったが、市と連携はどうなっているのか。
事務局	全部を委託をしている形となっているが、市の事業であり、連携を取りながら事業を進めております。
委員	資料⑤-1「成年後見活用あんしん生活創造事業による報告書等」の「初回相談形態」には、「電話」「来所」「メール」「訪問」とある。パンフレットを見たが、電話番号だけしかなく、メールアドレスの記載もない。訪問とあるが、それもどのような状況か。
事務局	来所に関して、一番多い具体的なケースは、家族が入院となり、定期預金を解約しに金融機関に行ったが、本人でないので解約できず、本人以外では成年後見人による手続きが必要だということを金融機関窓口で言われ、金融機関から社会福祉協議会を紹介されて、社会福祉協議会に来られるというケースが多い状況であります。また、資料に「訪問1件」とあるが、電話で問い合わせをいただき、直接来てほしいとの要望にもとづき、訪問して制度の説明を行ったケースであり、統計の誤りであります。メールに関しては、社会福祉協議会のホームページに成年後見制度の事業説明を掲載しており、お問合せフォームからメールにてご相談いただいたケースとなります。
委員	要綱の3事業内容の(3)に「成年後見人受任調整会議の設置・運営」に「後見人等候補者の推薦についての調整」とある。実際調整して社会福祉協議会以外が受けることもあろうかと思うが、受任する割合や余力状況などを教えていただきたい。
事務局	社会福祉協議会の法人後見以外では、「3士」と言われる弁護士、司法書士、社会福祉士が候補となっておりますが、社会福祉士の方が候補者になれる割合が多い状況です。次に司法書士の方であり、弁護士の方は法的課題がある方の場合となります。法人後見の件数については、本日報告で挙げさせていただいておりますが、3月31日時点で18件受任しており、また予定者として2名おりますので、合計20件になりますが、私どもの人員体制から考えると20件程度が最大限の人数であると考えております。
副会長	今、社会福祉協議会から最大限であるとの回答があったが、例えば人員を1人増やすとか、今後の体制はいかがか。社会福祉協議会が答えるのか、市が答えるのかわからないが。
会長	市から回答いただきたい。

事務局	今後の人数の状況を見極める必要があるが、必要があれば予算を増やすなど検討をしていきたいと考えております。
委員	法人後見受任状況について、およその年齢別の状況を教えていただきたい。
事務局	18件全員が65歳以上の方であり、一番高齢の方で90歳手前の方、一番下の方でも70代の方であります。
会長	今後この報告資料には、質問のあった年齢別の状況も記載いただきたい。また、資料⑤-2の検討案件一覧においても、個人情報に差し障りない範囲で、年齢など公開できる情報は記載いただければと思う。
事務局	社会福祉協議会と調整して改善させていただきます。
委員	もう一点、社会福祉協議会で受託できる件数は最大であるとのことで、費用負担が困難な方は、専門職に依頼できないとなると、市民後見制度が必要とも思われるが、今後の見直しを教えてください。
事務局	委員おっしゃるとおり、市民後見人制度について以前から議論されており、重要性を認識しておりますが、今年度において社会福祉協議会において、市民成年後見人養成講座を実施する予定でおります。また、市といたしましても、他の自治体で行っている事業の制度設計を研究し検討を行い、当審議会においてもお示しをし、御議論いただきたいと考えております。
委員	先ほどの話で、現体制では最大限の人数を受任しているとのことだが、今後申込があったら受けられないとして断るのか。資力がある人は民間を案内し、資力がない人を優先的に対応するなど、どのように対応しているか教えてほしい。
事務局	報告事項の資料⑤-2にあります「支援検討会議おうめ」という名称の会議において、成年後見制度が必要なケースかどうかを検討し、検討の結果、成年後見人等をつけた方が御本人の利益のためには良いだろうという結論となったら御本人の状況を鑑みて、「3士」の方がいいのか、社会福祉協議会が法人後見とする方がいいのか、「3士」の方々が委員として、専門的な見地から御検討いただいて、適切な後見人をつけるということでやらせていただいております。また、資力のない方には、市の制度として成年後見人の報酬に対する一部または全額を助成するという制度があり、その制度を活用できるかも含め、検討しております。なお、現在毎月1回会議を行っておりますが、今までお断りしたケースはありません。
会長	断ることはないと思うが、引き受けることができる法人後見の数を増やしていく取組が必要だと思う。法人では社会福祉法人がひとつ、社会福祉法人でも単体では難しければ、複数で連合して行うことができる組織を作っている他の自治体である。立川市には、NPO法人等で法人後見を行っているところもある。市として、引き受けできる法人後見の数を増やすことは、今後検討していく必要があると私は思うが、意見として留めておく。
委員	会長のおっしゃるとおり、市民の方が安心して後見制度を利用できる環境をつくる必要があると思うので、当審議会でも議論をして、答申として出せればいいかなと思う。
会長	将来的には明らかに後見人が不足する時代が訪れると思う。認知症高齢者が増大していくこと、また知的障がいの方が自立して生活していくときに、後見人のようなバックアップが必要になってくることから、その両方から考えるとどうしても、後見人は足りなくなると思われる。

(3) 令和6年度第2回成年後見制度利用促進審議会議事録について

資料⑥にもとづき事務局より説明を行った。

会長	7ページ目、川崎市の社会福祉審議会の委員の人数は、7, 80人となっているが、3, 40人の誤りであるので、訂正願いたい。
事務局	訂正いたします。

8 協議事項

(1) 青梅市地域共生社会推進審議会委員の選出について

資料⑧にもとづき事務局より説明を行った。

会長	事務局から説明があった地域共生社会推進審議会への委員の選出について、御意見あればお願いしたい。
委員	地域共生社会推進審議会委員について、この審議会の代表ということもあるため、会長に代表として御出席いただくように提案したいと思う。
会長	他に御意見あればお願いしたい。 なければ、私が代表して選出するという事でよろしいか。 (委員より拍手あり)
会長	それでは、代表する委員は、私ということで決定としたい。

9 その他

会長	次第9のその他について、何か御意見あればお願いしたい。
副会長	今、国の審議会で審議しているが、成年後見制度の改正が議論されている。成年後見制度の中で現状被後見人に一度なるとやめることができない中、成年後見人を終了できることについての議論や後見監督人についての議論もある。国の審議会に関する資料が得られたら、事務局に送付し、共有できればと思う。
会長	まさにそのとおりで、国の考えや改正の動向は重要であり、市として今後注視していく必要があると思われる。それでは、これで第1回成年後見制度利用促進審議会を終了としたい。

以上